

令和6年第2回新地町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和6年2月15日(木) 午後1時32分から午後1時52分

2. 開催場所 新地町役場全員協議会室

3. 召集委員及び出席並びに欠席委員

出席 農業委員 8名

欠席 農業委員 2名

農地利用最適化推進委員 9名

農地利用最適化推進委員 0名

農業委員		
番号	氏名	出欠
1番	星 美代子	欠席
2番	阿部 謙一	出席
3番	菅野 昌孝	出席
4番	川上 敦史	出席
5番	永澤 広美	出席
6番	荒 勇一郎	出席
7番	後藤 一茂	出席
8番	阿部 庄一	欠席
9番	清野 敏興	出席
10番	鈴木 功	出席

農地利用最適化推進委員		
担当区	氏名	出欠
1区	鈴木 文雄	出席
2区	目黒 敏雄	出席
2区	横山 智	出席
3区	岡田 義隆	出席
3区	加藤 博	出席
4区	小野 裕康	出席
5区	中村 雄志	出席
6区	石田 敏裕	出席
7区	吉田 栄喜	出席

4. 議事録署名委員

番号	氏名
3番	菅野 昌孝
9番	清野 敏興

5. 職務のため総会に出席した者

職	氏名
事務局次長	菅野 正浩
農地係長	常陸 浩一

6. 議事

報告第1号 令和6年第2回総会までの主な行事について

議案第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第7号 農用地利用集積計画(案)に係る意見について

会 長 　　ただいまより令和6年第2回農業委員会総会を開催いたします。

（あいさつ）

会 長 　　次第3の議事録署名人の指名についてですが、3番 菅野 昌孝 委員と9番 清野 敏興 職務代理にお願いします。

　　なお、欠席は、1番 星 美代子 委員と8番 阿部 庄一 委員であります。

会 長 　　それでは、次第4の議事に入ります。報告第1号令和6年第2回総会までの主な行事について、事務局より報告願います。

事 務 局 　　1ページをご覧ください。報告第1号令和6年第2回総会までの主な行事について、ご報告いたします。

　　1月23日、農業者年金巡回相談会が南相馬市で開催され、常陸係長が出席しております。

　　1月24日、岡地区営農改善組合役員会が岡地区公会堂で開催され、岡田事務局長、常陸係長が出席しております。

　　1月29日、地域再生協議会役員会が役場で開催され、鈴木会長が出席しております。

　　1月31日、新地町議会臨時会が役場で開催され、岡田事務局長が出席しております。

　　2月2日、農地パトロール1区、町内において、鈴木会長、永澤委員、鈴木文雄委員、事務局で実施しております。

　　2月5日、相双地域新規就農・企業参入推進検討会議が南相馬市で開催され、常陸係長が出席しております。

　　2月9日、相馬地域農業者普及推進懇談会が南相馬市で開催され、菅野が出席しております。

　　以上であります。

会 長 　　ただ今事務局から報告第1号について説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けいたします。何かございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

会 長 　　ないようですので、報告第1号については以上で終わります。

会 長 　　議案第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について、1番から15番を事務局より説明を求めます。

事務局

議案第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について、1番から15番を説明いたします。2ページをご覧ください。2ページから4ページまでの1番から6番については、賃借人が同じであるため、一括で説明いたします。賃貸人、賃借人及び届け出のあった農地は議案に記載のとおりであります。を通しての農業経営基盤強化促進法による賃貸借権の合意解約で、賃借人の都合により令和6年1月23日付けで賃貸借の解約、令和6年1月31日付けで土地の引き渡しをするものであります。

5ページから9ページまでの7番から15番については、賃借人が同じであるため、一括で説明いたします。賃貸人、賃借人及び届け出のあった農地は議案に記載のとおりであります。福島県農業振興公社を通しての農地中間管理事業法による賃貸借権の合意解約で、賃借人の都合により令和6年1月25日付けで賃貸借の解約と土地の引き渡しをするものであります。

以上でございます。

会長

ただ今事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けいたします。何かございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

会長

ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

会長

異議なしと認め、議案第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について、1番から15番を原案どおり承認いたします。

会長

議案第7号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番から19番を事務局より説明を求めます。

事務局

議案第7号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番から19番をご説明いたします。10ページをご覧ください。これについては、農業経営基盤強化促進法附則第5条（旧基盤法 第18条第1項）の規定により、町より農業委員会に対し農用地利用集積計画（案）に係る意見を求められたため提出するものであります。10ページから13ページまでの1番から19番については、賃借人が同じであるため、一括で説明いたします。賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。期間満了に伴い再設定するもので、賃借料は全て10アールあたり5,000円で貸し付ける計画であり

ます。

以上でございます。

会 長 　ただ今事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けいたします。何かございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

会 長 　ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

会 長 　異議なしと認め、議案第7号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番から19番を原案どおり承認し、適正として新地町長へ意見を送付いたします。

会 長 　続きまして、議案第7号の20番は、横山 智 委員より「家族の案件であるため、審議が終了するまで退席させてほしい」との申し出がありました。横山委員につきましては、審議が終了するまで退席致しますので、よろしくをお願いします。

〔 横山 智 委員 退席 〕

会 長 　議案第7号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の20番を事務局より説明を求めます。

事 務 局 　13ページをご覧ください。20番をご説明いたします。賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。期間満了に伴い再設定するもので、賃借料は10アール当たり、5,000円で貸し付ける計画であります。

以上でございます。

会 長 　ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

会 長 　ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

会 長 異議なしと認め、議案第7号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の20番を原案どおり承認し、適正として新地町長へ意見を送付します。

会 長 審議が終わりましたので、横山 智 委員は席に戻っていただきたいと思
います。

〔 横山 智 委員 着席 〕

会 長 続きまして、議案第7号の21番は、鈴木 文雄 委員より「自分の案件であるため、審議が終了するまで退席させてほしい」との申し出がありました。鈴木 文雄 委員につきましては、審議が終了するまで退席致しますので、よろしくお願
いします。

〔 鈴木 文雄 委員 退席 〕

会 長 議案第7号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の21番を事務局より説明を求めます。

事 務 局 21番をご説明いたします。賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。期間満了に伴い再設定するもので、賃借料は10アール当たり、5,000円で貸し付ける計画であります。
以上でございます。

会 長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受け
します。何かございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

会 長 異議なしと認め、議案第7号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の21番を原案どおり承認し、適正として新地町長へ意見を送付
します。

会 長 審議が終わりましたので、鈴木 文雄 委員は席に戻っていただきたいと思
います。

[鈴木 文雄 委員 着席]

会 長 議案第7号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定
の22番から29番を事務局より説明を求めます。

事務局 22番から29番をご説明いたします。22番については、賃貸人・賃借
人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。今回
新たに利用権を設定するもので、賃借料は無償で貸し付ける計画でありま
す。

14ページをご覧ください。23番から24番については、賃借人が同じ
であるため、一括で説明いたします。賃貸人・賃借人・届出のあった農地及
び貸借期間は議案に記載のとおりであります。23番は新規、24番は期間
満了に伴い再設定するもので、賃借料は23番は10アール当たり5,00
0円、24番は10アール当たり米30kgで貸し付ける計画であります。

25番については、賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議
案に記載のとおりであります。期間満了に伴い再設定するもので、賃借料は
10アール当たり、5,000円で貸し付ける計画であります。

26番については、賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議
案に記載のとおりであります。期間満了に伴い再設定するもので、賃借料は
10アール当たり米30kgで貸し付ける計画であります。

27番については、賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議
案に記載のとおりであります。期間満了に伴い再設定するもので、賃借料は
10アール当たり米30kgで貸し付ける計画であります。

15ページにかけての28番から29番については、賃借人が同じである
ため、一括で説明いたします。賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借
期間は議案に記載のとおりであります。期間満了に伴い再設定するもので、
賃借料は10アール当たり米30kgで貸し付ける計画であります。

以上でございます。

会 長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお
受けします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

会 長 異議なしと認め、議案第7号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の22番から29番を原案どおり承認し、適正として新地町長へ意見を送付いたします。

会 長 続きます。議案第7号の30番は、後藤 一茂 委員に関する案件であります。後藤 一茂 委員につきましては、農業委員会に関する法律第31条の規定に基づき、審議が終了するまで退席をお願い致します。

〔 後藤 一茂 委員 退席 〕

会 長 議案第7号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の30番を事務局より説明を求めます。

事務局 30番をご説明いたします。30番については、賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。今回新たに利用権を設定するもので、賃借料は10アール当たり米30kgで貸し付ける計画であります。

以上でございます

会 長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

会 長 異議なしと認め、議案第7号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の30番を原案どおり承認し、適正として新地町長へ意見を送付します。

会 長 審議が終わりましたので、後藤 一茂 委員は席に戻っていただきたいと思っております。

〔 後藤 一茂 委員 着席 〕

会 長

これで本日の日程はすべて終了いたしましたので、令和6年第2回農業委員会総会を閉会いたします。